

令和元年度

日向東臼杵広域連合定期監査報告書

日向東臼杵広域連合監査委員

令和元年度 定期監査報告書

1 監査の対象

主として令和元年度の財務に関する事務の執行について

2 監査の期間

令和元年9月5日から令和元年11月11日まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 成 合 学

監査委員 甲 斐 秀 徳

4 監査の方法

令和元年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 事務局長以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

5 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理状況は、おおむね適正であると認められたが、一部において、事務処理の方法等に改善を要するものが見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、次のとおりである。

(1) 工事請負契約事務において、工事成績評定が行われていない。これについては、評定システムの導入の有無に関係なく、一律の省略はできないものと考えられる。評定を行う対象工事が判別可能な「作成基準」の策定について早急に取り組まれない。

(2) 契約事務において、契約金額の根拠となる見積書等の添付がなされていないほか、契約行為という重要な事務取扱に対し、慎重さに欠ける事務の流れなど、一部において改善を要する事項が見受けられたので、「日向東臼杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程」において準用する「日向市工事請負契約等事務取扱規程」に基づき、適正に処理されたい。

6 措置状況

前項の指摘等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和元年12月20日

(別紙)

令和元年度定期監査結果の措置状況について

(日向東臼杵広域連合)

指摘等	措置状況
<p>(1) 工事請負契約事務において、工事成績評定が行われていない。これについては、評定システムの導入の有無に関係なく、一律の省略はできないものとする。評定を行う対象工事が判別可能な「作成基準」の策定について早急に取り組みたい。</p>	
<p>(2) 契約事務において、契約金額の根拠となる見積書等の添付がなされていないほか、契約行為という重要な事務取扱に対し、慎重さに欠ける事務の流れなど、一部において改善を要する事項が見受けられたので、「日向東臼杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程」において準用する「日向市工事請負契約等事務取扱規程」に基づき、適正に処理されたい。</p>	